

よくある質問

- Q. 申請が許可されるまでにどのくらいの日数が必要ですか。
- A. 申請書が当館へ届いてから、通常1週間～10日程度かかります。
申請書のご提出前にデータを提供することはできません。
余裕をもってご申請ください。
- Q. 料金はかかりますか。
- A. 料金はかかりません。
- Q. 申請書に押印する印は、個人印でも構いませんか。
- A. 社印、公印等がない場合のみ個人印で受け付けます。
- Q. 所蔵元クレジットは入れる必要がありますか。
- A. 資料名とともに「兵庫県立歴史博物館蔵」あるいは「兵庫県立歴史博物館提供」等と入れていただくことをお願いしております。資料によってクレジットが異なりますので、申請時にご確認ください。
- Q. 申請書はFAXやPDFなどで送ってもよいですか。
- A. 必ず原本をご郵送ください。
- Q. 書類は様式を使わず、任意の様式でもよいですか。
- A. 任意の様式で申請いただいても構いませんが、以下の項目がもれなく記載されていることをご確認ください。
- 宛名は「兵庫県立歴史博物館 館長」あて
 - 申請者の社名、住所、代表者氏名、社判もしくは代表者・所属長印
 - 写真を使用したい資料の名称
 - 使用目的
 - 出版物の場合は、タイトル、著者、刊行(予定)日
 - 放映の場合は、番組名(コーナー名)、放送局、放送日時
- ※再放送等の予定(日時含む)がわかっている場合はその旨もお書き添えください。
- 担当者連絡先

Q. 販売商品等に館蔵資料の画像を使用したい。

A. 申し訳ありませんが、画像の商業利用はお断りしております。

Q. 転載や二次使用の場合、再度申請をしなければなりませんか。

A. 目的外使用となりますので、申請が必要です。

Q. 以前にデータを利用して制作した作品を再放送する場合、再度申請が必要ですか。

A. 再度の申請は不要です。

Q. 個人の学術的研究に画像を使用する場合、申請は必要ですか。

A. 状況により異なります。下記を参照ください。

1) 個人名義の研究書等に画像を使用する場合

→申請が必要です。出版社が申請を行ってください。

2) 雑誌に掲載する研究論文、学会・研究会での発表資料等に画像を使用する場合

→申請は不要です。ただし、当館から新たに画像データの提供が必要な場合には申請が必要となります。